

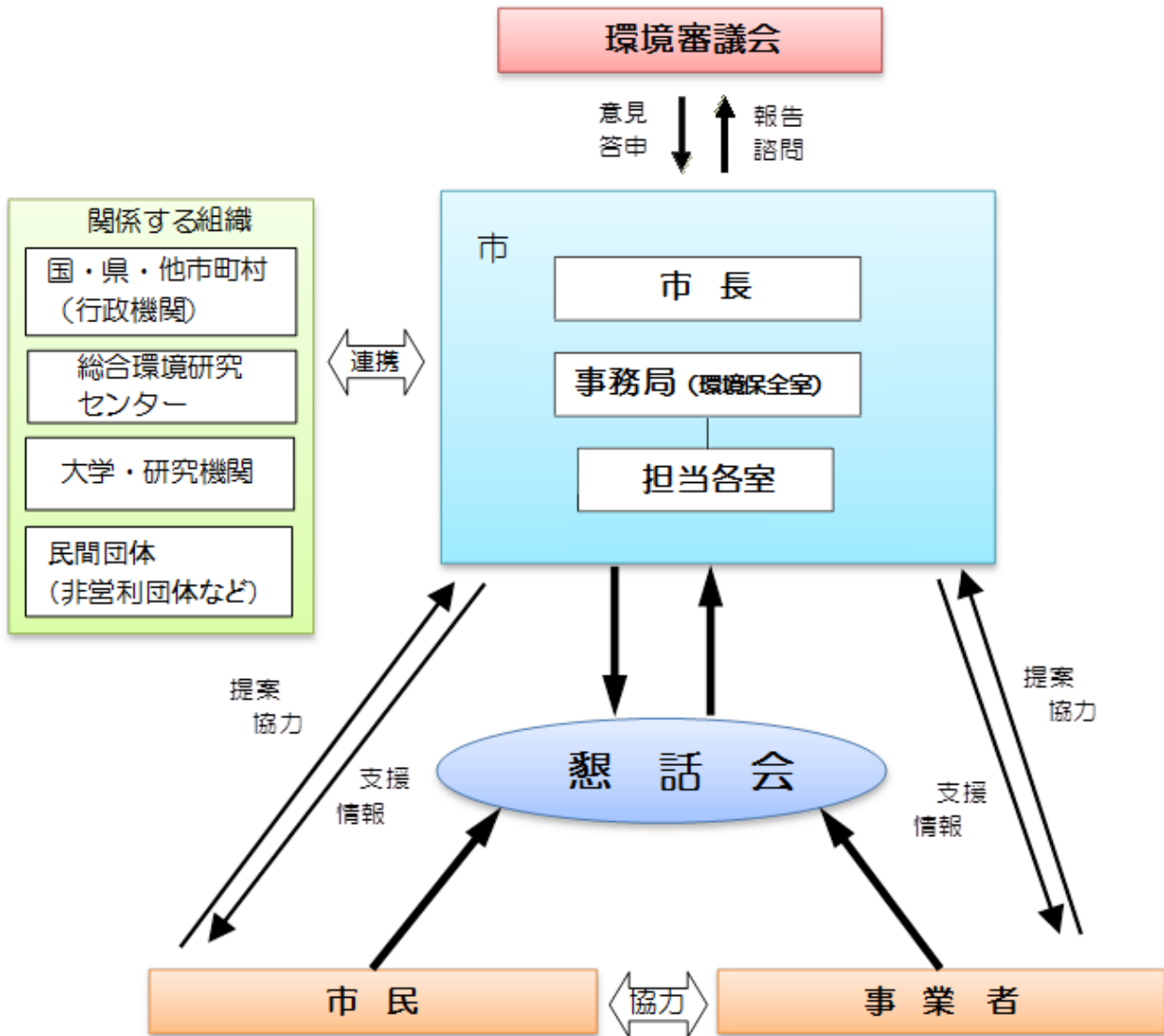
第6章 計画推進のために

1 推進体制の整備

市民・事業者・大学などの研究機関・市の4者の協働のもと、環境施策や重点的取り組みを推進するため、以下の推進体制を整備します。進行管理及び各会議の事務作業は、事務局（環境保全室）が担当します。

市民・事業者 市の各代表で構成する懇話会を必要に応じて開催し、各主体のそれぞれの取り組み、各主体間の協力が必要な取り組みに対する協議・提案などを行います。

その他の組織としては、国、県や周辺市町村といった行政機関のほか、民間団体とも連携を図ります。また、総合環境研究センターや大学や研究機関などと連携し、情報収集・発信や政策立案を行います。



※懇話会とは、市の環境に関する課題について意見を交換し、計画に反映する事項について調査することを目的に設置するもので、市内環境に関し知識を有する者、市内事業所から推薦されたもの、市職員などで構成されます。

2 進行管理の方法

本計画の推進は市長が行い、進行管理は「①実施計画の作成、②施策の実施、③評価、④見直し」を繰り返す方法を用います。

①実施計画の作成

第2章 基本構想 5 指標・目標値に定められた目標値を達成するため、年度ごとの取り組みを定めたシーズンプランを作成し、実績報告により進行管理します。

②施策の実施

担当各室は、実施計画に基づき施策を実施します。

③評価

担当各室は、年度末に達成状況を評価し、環境審議会の審議・評価を経て、市長に報告します。

④見直し

市長は、担当各室及び環境審議会の評価結果をもとに、改善すべき事項などについて見直します。事務局は、環境の現況、市長の見直し結果、次年度の実施計画予定と合わせて年次報告書に整理します。年次報告書は、環境審議会で承認を得た後、ホームページなどで公表します。

なお、公表により寄せられた意見・提言は、事務局が整理して市長に報告し、環境審議会などの関係組織へ諮って実施計画に反映させていきます。

3 計画の見直し

本計画は、2020年度（平成32年度）を目標年度としています。

ただし、この間の環境に対する科学的知見等の向上や社会情勢の変化などに応じて、環境審議会、懇話会と協議しながら随時計画の見直しを行います。

平成30年度に目標値の検証を行います。

